

＼令和4年10月1日法施行／ 労働者協同組合について学ぶ まちづくり研修会を開催！

令和4年7月15日
京丹後市役所

人口減少や少子高齢化の進行により地域課題が多様化する中、令和4年10月1日に労働者協同組合法が施行され、同法に基づく「労働者協同組合※」の設立が可能になります。

市では、地域貢献や地域の課題の解決を目指す事業に適した法人格と期待される労働者協同組合の特徴や可能性、類似する全国の活動事例を学び、本市における同制度の活用を促進することを目的とした研修会を開催します。

1 研修会の概要

1. 名称 　　＼2022年10月1日 労働者協同組合法 施行／
自分ごととして関わる・つながる「まちづくり研修会」
～地域づくりを仕事にする方法～
2. 日時 　　令和4年8月11日（木・祝）13：30～15：00
3. 会場 　　京丹後市峰山総合福祉センターコミュニティホール
※希望者に限りオンラインでライブ配信
4. 定員 　　80人
5. 参加方法 　下記まで事前に申し込み
6. 参加費 　無料
7. 講演 　　「協同労働～地域づくりを仕事にする
新しい働き方～」
8. 講師 　　日本労働者協同組合連合会
理事長 古村 伸宏 様



古村 伸宏 さん

2 問い合わせ

市長公室 地域コミュニティ推進課（TEL：0772-69-1050）

※【労働者協同組合】令和2年12月に全党全会派一致で議員提案され可決された労働者協同組合法（令和4年10月1日施行）に基づき設立される法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織。

※厚生労働省ホームページより抜粋

京丹後市新たな地域コミュニティ推進事業

2022年10月1日労働者協同組合法 施行 /

自分ごととして関わる・つながる

まちづくり研修会

～地域づくりを仕事にする方法～

8/11
(木・祝)

13:30～15:00

峰山総合福祉センター

京丹後市峰山町杉谷691

オンライン (ZOOM)

※ 定員 80 人、参加には事前の申し込みが必要です。
※ 学習会後の個別相談にも対応します。

参加無料

いずれかご選択いただき、
申し込みフォーム、もしくは
下記のお問い合わせ先電話番号に
お申込みください。



協同労働～地域づくりを仕事にする、新しい働き方

登壇者

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

理事長 古村伸宏 氏



主催：京丹後市（担当：地域コミュニティ推進課） TEL：0772-69-1050

企画・運営：企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事業所（丹後出張所）

<お問合わせ> 企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事業所（丹後出張所）
TEL：080-8333-8137 FAX：0772-66-3706 Mail：tango@roukyou.gr.jp

法律によって
認められた

労働者協同組合

新しい働き方

一緒につくっちゃおう

労働者協同組合は、「ひとりの思い」や「地域の願い」から仕事を生み出す新しい仕組み。

高齢期の困りごとや活躍の場、子どもや若者の育ちや学び、地域の自然を守り活かす、誰もが集い困りごとを
語れる場づくり、みんなで食べておしゃべりする場づくり、様々な制度を活用した仕事づくり…

「あったらいいな」「できたら楽しい」というあれこれを、地域のみんなで力を合わせて、しかも仕事として、
やりがいとよろこびを紡ぎ、地域の幸せを育てます。



協同労働の法律ができました。

「協同労働」という働き方が「労働者協同組合法」という法律によって、普及が始まります **(2022年10月1日施行)**。
働く人がみんなで出資し、話し合いを基本として事業運営を行い、みんなの力を合わせて仕事を行っていきます。
法人格がもてるようになると、組織としても働く人にとっても社会的な信用が得られ、活動しやすくなり、活動内容も社会に認知されやすくなります。

仲間を見つけて新しく法人をつくるなど、あなたのふさわしい働き方や関わり方を一緒に考えましょう。

厚生労働省 特設サイト

「知りたい!労働者協同組合法」▶
<https://www.roukyouhoumhlw.go.jp/>

